

国立大学法人広島大学
学長 浅原利正 殿

平成23年度 監事監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第95条において准用する国立行政法人通則令第30条第4項に基づき、平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の国立大学法人広島大学の業務について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、広島大学監事監査本規則等に従い、役員会その他重要会議への出席、重要会議の議事録の閲覧、決算書及び業務報告書の提出、並びに本部及び主要な部門における業務・財産状況の調査等を実施しました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書）並びに事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

況等を適正に表示していると認めます。

(4) 決算報告書は、当法人の予算及び従って決算の状況を示しているものと認めま

認めら

(6) 役員の仕事執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規則に違反する重大な事実は認められません。

平成24年6月18日

国立大学法人広島大学

監事 西口 下登志

監事 間田 泰弘